

相続税試算報告書

2015/11/5

国税 太郎 様

作成 税理士 宮内 恵

※報告書の注意事項

- ・本報告書は概算により作成したもので、実際の相続発生時の税額を保証するものではありません。
- ・本報告書は実際の相続税申告に使用できるものではありません。

財産目録

資産

番号	備考	財産名	金額
1	口頭にて確認(h〇年×月△日)	現金	681,000
2	通帳にて確認(h〇年×月△日)	〇〇銀行普通預金	3,000,000
3	通帳にて確認(h〇年×月△日)	××銀行定期預金	7,000,000
4	運用報告書にて確認(h〇年×月△日)	△△銀行投資信託	2,000,000
5	正面路線価による概算評価額(h〇年)	千代田区〇〇1-2-3土地	40,000,000
6	h〇年固定資産税課税明細より評価	千代田区〇〇1-2-3家屋	1,000,000
7	概算計上額	家財	300,000
		資産合計	53,981,000

債務

番号	備考	債務名	金額
1	返済予定表により確認(h〇年×月△日)	〇〇銀行借入金	992,000
2	公租公課概算計上額	未払金	300,000
3	概算計上額	葬式費用	1,000,000
		債務合計	2,292,000

差引相続財産 51,689,000

1次相続

法定相続人の数	2人
課税価格	51,689,000 円
基礎控除額	3000万円 +600万円 × 法定相続人の数 = 42,000,000 円
課税財産	9,689,000 円
相続税の総額	968,900 円
配偶者の税額軽減額	160,000,000 円
差引相続税額	0 円

2次相続

法定相続人の数	1人
課税価格	51,689,000 円
基礎控除額	3000万円 +600万円 × 法定相続人の数 = 36,000,000 円
課税財産	15,689,000 円
相続税の総額	1,853,350 円
配偶者の税額軽減額	0 円
差引相続税額	1,853,350 円

確認事項

確認項目	確認方法	内容
親族構成	口頭	配偶者あり、子供が一人、兄弟は弟一人、姉一人
同居の状況	口頭	配偶者と同居、子は別生計
未確認の財産	口頭	所在不明のゴルフ会員権があるとのこと
未確認の債務	口頭	無し
遺言の有無	口頭	無し
過去の贈与の有無	口頭	7年前に子のマンション購入の頭金を贈与したこと、契約書無し
確定申告の有無	口頭	無し、年金のみ
後見人手続きの有無	口頭	無し
不動産登記	課税明細	課税明細が先代の名前で届いている

試算に関するコメント

- ・遺言が無いため、奥様が全財産を取得する前提で1次相続を計算しています。
- ・奥様が全財産を取得した場合、1次相続では納税はゼロです。
- ・2次相続の際に納税が必要になります。
- ・1次相続、2次相続ともに申告は必要になりますのでご注意下さい。
- ・お子さんが同居することで2次相続の納税がゼロになる可能性があります、話し合いをされてはいかがでしょうか？
- ・所在不明とのお話しのあったゴルフ会員権は再発行の手続きをお勧めします。
- ・お子さんの自宅頭金を支払ったとのお話でしたが、契約書が見当たりません、作成をお勧めします。
- ・同居をしない場合でも、遺産分割の方法で2次相続の納税を小さく出来る場合があります。
- ・ご自宅の固定資産税通知が先代名義で届いています。登記をされていないと思われますので、今のうちに登記手続きを行うことをお勧めします。